新発田市議会会議録検索システム構築・運用管理業務仕様書

1 目 的

会議録データベースの閲覧・検索サービスの開示を行うことにより、新発田市議会における市議会活動の情報公開を図ること、また、会議録の確認調査事務の効率化、迅速化、正確性の向上を図ることを目的とする。

2 業務概要

新発田市議会の本会議録、委員会記録等をもとにデータベースを作成し、ASPホスティング方式により、新発田市議会の会議録検索システムの構築並びに運用管理を行う。そのため、次の業務を行うものとする。

(1) 会議録検索システム構築業務

会議録検索システムの構築及び会議録データベースの作成・システムへの登録、会議録閲覧 用ホームページの作成を行い、インターネット上で閲覧、検索できるようにする。

なお、構築したシステムの公開は令和4年3月1日からとし、データベースの作成にあたっては、委託者よりテキストデータまたは Word データで提供する。

① 登録する過去データ

会議録検索システム構築業務において、登録する過去データは次のとおりとする。

• 本会議録

平成15年5月臨時会から令和3年12月定例会までのデータ 分量は会議録製本ページ (45字×33行/頁) にして、概算で18, 000ページ

・委員会記録等(全員協議会も含む)

平成23年2月定例会から令和3年12月定例会までの間の開催分データ 分量は会議録製本ページ(45字×33行/頁)にして、概算で14,000ページ

② 会議録検索用ホームページの作成

ア 会議録検索用ホームページを作成し、インターネット上で公開できるようにすること。 また、別添「新発田市議会議会中継システム構築・運用管理業務仕様書」に基づき、映像 配信用ホームページの作成も委託することにしているため、この2つのホームページを結 ぶ閲覧用ホームページも併せて提供すること。現行ホームページ同等以上であること。

イ 会議録検索用ホームページ、閲覧用ホームページの全てについて、下記のとおり常時 SSL化(SSL/TLS 暗号化)を行うこと。

- ウ SSL 証明書を取得すること。
- エ WEB サーバに対してサーバ証明書の設定を行うこと。

(2) 会議録検索システム運用管理業務

会議録検索システムの稼働に伴うホスティング及び運用管理業務を行う。

システムの保守点検、障害時対応、操作説明指導等の運用支援、ホームページの掲載内容更新 等のシステムを安定的に運用管理するために必要な業務を含むものとする。

(3) 会議録データ加工業務

令和3年度12月定例会終了後の臨時会、委員会等(開催ある場合のみ)及び令和3年度2月 定例会の本会議録、委員会記録等をもとにデータベースを作成のうえ、会議録検索システムへの 登録業務を行う。委託者からデータの提供を受けた後、概ね7営業日以内に閲覧、検索ができる ようシステムに登録し、必要に応じて登録したデータは別途、記録媒体に収録のうえ委託者に納 品するものとする。

なお、年間で登録する概算ページ数は、以下のとおりとする。

·本会議:900頁

·委員会:1,440頁

3 システム内容等

(1) 基本的事項

- ① システムは常時利用可能であること。ただし、メンテナンス等で運用を停止せざるを得ないときは、事前に委託者と協議すること。
- ② データの蓄積容量が十分に確保され、バックアップ体制も確保されていること。
- ③ データの改ざん防止対策が図られている等のセキュリティ対策が講じられていること。
- ④ 一斉検索に対する同時アクセス数が十分確保されていること。
- (5) 特殊なソフトウェアをインストールする必要なく、検索システムが利用できること。
- ⑥ システム稼働中に障害が発生した場合、受託者は速やかに対応すること。
- (7) システムを安定的に運用するため、適切な時期にバージョンアップができること。

(2) 検索·閲覧機能

- ① 登録している本会議録、委員会記録等の全てを対象にした検索ができること。
- ② 検索語を直接入力して検索ができ、複数の検索語の組み合わせが可能であること。
- ③ 検索語の類義語を含めた検索ができること。
- ④ 発言者名、会議種別、会議期間等の多様な検索条件に対応した絞込み検索ができること。
- ⑤ システムの操作方法を説明するページを設けること。
- ⑥ 閲覧のためのブラウザについては、MicrosoftEdge、InternetExplorer、Chrome、Safari、Firefox 等の一般的かつ多様なブラウザに対応できること。

(3) 表示・印刷機能

- ① 検索したデータは一覧表示できること。
- ② 文中のヒットした検索語は強調表示されること。
- ③ その他機能性をもった表示ができること。
- ④ 閲覧、検索結果を印刷できること。

(4) その他システムに関わる事項

- ① システムの操作等に必要なマニュアルを整備し、必要に応じて委託者側の職員に操作説明を行うなど十分な支援を行うこと。
- ② 月ごとにアクセス状況を報告できること。

(5) 会議録検索用ホームページの内容等

- ① ホームページの全てについて常時 SSL 化 (SSL/TLS 暗号化)を行うこと。
- ② 画面構成、レイアウト、デザイン等は利用者が操作及び閲覧しやすいものにすること。
- ③ 検索画面のホームページの掲載内容は、現行の新発田市議会の会議録検索画面のホームページを参考にすること。

(6) 閲覧用ホームページの内容

(※議会中継システム構築・運用管理業務仕様書にも同様の内容を記載しています。)

- ① ホームページの全てについて常時 SSL 化 (SSL/TLS 暗号化)を行うこと。
- ② 画面構成、レイアウト、デザイン等は利用者が操作及び閲覧しやすいものにすること。
- ③ 会議録検索に関する情報のほかに、下記のような新発田市議会の基本的な情報が掲載できるような内容とすること。

【掲載を想定している情報(参考)】

- ・市議会からのお知らせ
- ・市議会構成(しくみ、役割等の情報)
- 議員情報(議員名簿、委員名簿等の情報)
- ・会議情報(会議日程、議案、代表・一般質問、議決結果、意見書、請願、陳情等の 情報)
- ・市議会広報(市議会だより、視察情報、政務活動費等)
- ・議会インターネット中継、本会議・委員会の録画配信
- ・会議録検索※現行のホームページをご参照ください。
- ④ 閲覧用ホームページへの掲載内容は、委託者の指示により変更できるようにすること。

4 委託期間

(1) 会議録検索システム構築業務

契約締結日から令和4年2月28日まで(契約締結は令和3年12月中旬予定)

(2) 会議録検索システム運用管理業務

令和4年3月1日から令和9年2月28日まで(60ヶ月、長期継続契約)

(3) 会議録データ加工業務

令和4年度の契約締結日から当該年度末まで

※令和5年度から令和8年度までは、年度ごとに単年度契約を締結する予定です。

【委託期間に係る留意点】

上記の「4 委託期間」のうち、(2) は地方自治法第234条の3の規定に基づく5年間(60か月)の長期継続契約に係るものであること、また、(3) は令和4年度予算の成立を前提に年度開始前準備行為として行うものです。予算が成立しなかった場合には、委託契約を締結できないためご留意ください。

5 業務納品場所

新発田市議会事務局その他当市が指定する場所

6 その他

- (1) 本仕様に基づき作成した会議録データの所有権及び著作権は、新発田市に帰属するものとする。
- (2) 本業務の納品等に係る電子媒体等の郵送等に要する経費は受託者が負担するものとする。
- (3) この仕様に定めのない事項については、委託者と受託者双方において協議のうえ、決定するものとする。